○武豊町総合計画審議会規則

令和元年9月26日規則第5号

武豊町総合計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、武豊町総合計画条例(令和元年条例第5号)第4条第1項の規定に基づき、 武豊町総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める ものとする。

(所掌事務)

- 第2条 審議会は、町長の諮問に応じて次に掲げる総合計画の策定に関する事項について、必要な 調査及び審議を行い、その意見を答申するものとする。
 - (1) 武豊町総合計画基本構想に関すること。
 - (2) 武豊町総合計画基本計画に関すること。
 - (3) その他町長が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
 - (1) 町教育委員会の委員
 - (2) 各種団体の代表者
 - (3) 知識経験を有する者
 - (4) 公募による者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から、審議会における調査及び審議が終了し、その結果を町長に 答申するまでの期間とする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後最初に開かれる審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。